

## 2.15. モンゴル、ミャンマー、ラオス

### 2.15.1. 調査の方法

Web 調査（英語の資料のみ）を行った。ただしこれらの国については情報が少なく、他の章と同じ章立てを設けるだけの情報が得られなかった。従って、本章では各国について化学物質管理について得られた情報についてまとめるにとどめることとする。

### 2.15.2. 調査の結果 1：モンゴル<sup>1</sup>

#### (1) 背景

モンゴルでは、1989 年以降民主化運動が進展し、1992 年に新憲法を採択して社会主義から自由経済に移行した。その後、急激な都市化と人口移動が起こる中、環境問題も持ち上がってきている。

#### (2) モンゴルにおける環境管理

モンゴル国内では多くの法令により環境管理がなされており、現在、環境管理に関して 32 の法令と 150 の規定文書がある。さらに 30 のプログラムや計画が国内で策定されている。さらに、環境に関する以下の政策文書がある。

- Government Action Program (2004-2008)
- Millennium Development Goals (1990-2015)(MDG)
- Annual Socio-Economic Guidelines

また大統領の名で、“MDG-Based National Development Strategy of Mongolia(NDS)”が 2006 年に策定され、2008 年に議会で採択された。

モンゴル政府法の第 20 条により環境保護に関わる政策責任は自然環境省にあるものとされている。自然環境省の主な環境政策及び活動を以下に示す。

- 環境状況の報告及び生態学的安全保障のための政策策定
- 環境法の策定
- 大気、水域、土壌及び環境の保全と汚染防止に関する政策
- 環境影響評価、環境に対して適切な技術の導入及びクリーンな開発メカニズム

#### (3) モンゴルにおける化学物質管理

化学物質の管理に関する最も基本的な法律は「有毒化学物質に関する法律(2006)」である。現在 19 の法令と 17 の規則や決定がある。各法律の内容を図表 2.15-1 に、各規則や決定の内容を図表 2.15-2 に示す。

モンゴルにおいては化学物質管理の法律には数多くの政府系組織、機関が関与してい

---

<sup>1</sup> 本節は主に National Chemicals Management Profile MONGOLIA ([http://www2.unitar.org/cwm/publications/cw/np/np\\_pdf/Mongolia\\_National\\_Profile\\_2009.pdf](http://www2.unitar.org/cwm/publications/cw/np/np_pdf/Mongolia_National_Profile_2009.pdf)) を参考にまとめた。

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

る。モンゴル政府法の第 20 条により環境保護に関わる政策責任は自然環境省にあるものとされており、これに基づき化学物質は自然環境省で監督されるものとしている。

図表 2.15-1 モンゴルの化学物質管理の法令

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
環境保護法 (1995年制定、2007年改定) <sup>2</sup>		環境に対して有毒・有害性影響を示す化学物質分類全般	議会	自然と環境の保護、その天然資源の適切な使用と回復に関する国家政策を定める。 政府への提出を通じ、環境保護及び生態保全に関する国家計画を採択する。 環境法令の実施に関する認可と監視を行う。	第13条
			政府	中央行政機関及び県、または首都知事の協議と承認の上、市民、経済主体、またあるいは組織による、人間の健康や環境への有害な影響を及ぼすいかなる経済その他の活動も、その所有権の形態によらず禁止するものとする。 環境保全教育及び訓練プログラムの計画。 野生動植物やその他の天然産物の通関と輸出入の規制に関するあらゆる取組を計画、組織する。	第14条
			MNE <sup>3</sup>	自然と環境保全、その天然資源の適切な使用と回復、及び生態系のバランスに関する国家政策及び法令の実施を計画する。 自然と環境の保全と回復に関する分野間(intersectorial)かつ地域間の協調を進め、公認の組織を通じて、或いは他の中央行政機関と連携して環境収容能力の基準を策定・採択・履行する。	第15条
			Citizen's Representative Khurals 及び知事	市、村、他の集落、行楽地、宿泊所において、河川、湖沼、池、泉、他の水系の汚染を防止するため、特別地域の境界を設定し、衛生条件を満たす。 自然と環境の保護と回復、天然資源の使用に関する地域経済主体及び組織のあらゆる活動を規制・監視し、環境へのあらゆる有害影響を緩和、軽減するための措置を取る。必要であれば知事は経済主体及び組織の、そのような影響を及ぼすあらゆる活動を禁止する、あるいは公認の組織に検討事項を連絡する。 地域内の天然資源の利用に関する許可を市民、経済主体、組織に発行する。 地域の公衆衛生上の要件を満たすよう、規制と監視を行い、その地域のごみの廃棄場所を指定する。	第16、17、18条
有毒・有害化学物質に関する	化審法、化管	有毒・有害化学物質	MNE MIC <sup>5</sup>	有毒・有害化学物質の生産、輸出入、販売、越境輸送に関する規制を承認する。	第6条

<sup>2</sup> Mongolian Law on Environmental Protection /1995, amended in 2007 /

<sup>3</sup> 自然環境省(Ministry of Nature and Environment)

<sup>5</sup> 工商省(Ministry of Industry and Commerce)

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
る法律(2006) <sup>4</sup>	法、毒劇法		MNE MoH <sup>6</sup> NEMA <sup>7</sup>	有毒・有害化学物質の保管、輸送、使用、廃棄に関する規制を承認する。	第6条
		農業、消費者必需の化学物質	MNE MoFA <sup>8</sup> MoH	農薬、化学肥料、家庭用及び衛生用殺虫剤の一覧を承認し、年間使用可能量を更新する。	第6条
		産業、農業、消費者必需の化学物質	MNE MoH SEA <sup>9</sup>	有毒・有害化学物質のリスク評価に関する規制を承認する。	第6条
		有害・有毒性	MNE	使用を禁止又は厳しく規制された化学物質の一覧を更新し、国際機関に報告する。 輸出入、輸送、生産、保管、貿易、使用、廃棄までを含めたデータベースを完全にする。 環境への有害影響を及ぼす有毒・有害化学物質の輸入・販売の許可を出す。 必要に応じて勧告を行うため、有毒・有害化学物質を使用する際の専門的な指針を提供する。化学物質の物理化学的特性とその害、事故が起きた際の安全対策や、廃棄と輸送の指針に関する情報を一般の人々に提供する。 化学物質に関する多国間環境協定 (MEA)の実施を進める。	第6条
			MoD <sup>10</sup>	軍事的目的の有毒・有害化学物質を規制し、情報をMNEに提供する。	第6条
			政府	有毒・有害化学物質の輸出入のための国境を承認する。 禁止及び厳しく制限された化学物質の一覧を承認する。	第15条
		有害・有害化学物質	知事	専門機関の勧告に基づき化学物質の保管場所を決定する。 各地域における経済主体が持つ有毒・有害化学物質の利用に関する登録を行い、MNEに報告書を送る。	第10、13条
			SPIA	越境する化学物質をモニターし規制する。 法令の実施をモニターし規制する。	第10条
			環境、保健、危機担当の検査担当	有毒・有害化学物質の廃棄を規制する。	第14条
			保健検査担当	有毒・有害化学物質を使用する経済主体の職業安全規則を再検討する。	第13条

<sup>4</sup> Mongolian Law on Toxic and Hazardous Chemicals /2006/

<sup>6</sup> 衛生省(Ministry of Health)

<sup>7</sup> 国家危機管理庁(National Emergency Management Agency)

<sup>8</sup> 原文からは正式名称不明。

<sup>9</sup> 原文からは正式名称不明。

<sup>10</sup> 防衛省(Ministry of Defense)

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
家庭ごみおよび産業廃棄物に関する法律(2003) <sup>11</sup>		産業・家庭用品廃棄物中の化学物質	議会	廃棄物に関する国の方針を決定する。	第6条
		産業・家庭用品廃棄物中の化学物質、また廃棄物に混入する有害化学物質	政府	廃棄物に関する手数料、基準の定義におけるガイドラインを承認する。 有害性廃棄物の輸出入パスポートシステムに関する規制を承認する。有害性廃棄物の回収、輸送、埋め立てに関する安全要件を決定する。 特別分類廃棄物を大量に発生させる産業の一覧を承認する。	第7、11、16条
		産業・家庭用品廃棄物中の化学物質	MNE	廃棄物に関する政策実行を行う。行政の登録及び廃棄物規制の報告を承認し、正規の登録を行う。 建物と廃棄場所に関する規制、廃棄物埋め立てを行う市民と企業体の実行手順に関する要件を承認する。	第8条
			Citizen's Representative Khural of Aimag and City, 及び知事	地域の廃棄物基準及び廃棄物プログラムを承認する。それぞれの地域における廃棄物に関する国家政策の実行を行う。市内の廃棄所を決定する。村の知事は地域における一時的な廃棄場所の決定を行う責任を負うものとする。本法と他の法令に準拠した形で埋め立てを行う企業体を選定する。廃棄物処理キャンペーンを実施し、市民や企業体の違反に対する措置を取る。全ての知事はそれぞれの地域での廃棄物登録を行い、MNEに報告する責任を負う。	第9条
		廃棄物中の化学物質	MNE MoH MESC <sup>12</sup>	人間及び環境への有害影響をもとにした有害性廃棄物の分類と順位付けを承認する。	第16条
		産業・家庭用品廃棄物中の化学物質	SPIA <sup>13</sup>	埋め立ての技術と工程が人間の健康や環境へ有害な影響を及ぼす場合、あるいは予定地が市の計画や関連する法規制と一致しない場合には、SPIAはあらゆる活動を禁止するものとする。 法令の実施を規制する。	第22条
有害物質の輸送と輸入に関する法律(2000) <sup>14</sup>	化審法、化管法、毒劇法	有害性廃棄物中の化学物質	MNE	リサイクル技術や施設を持たない専門機関と法的に輸入が認められている国への廃棄物の輸出の許可を与える。	第5条
			政府	有害性廃棄物の回収、包装、一時的な取り扱い、固定化、保管に関する規制を決定する。	第6条

<sup>11</sup> Law on Household and Industry Waste /2003/

<sup>12</sup> 教育科学文化省(Ministry of Education, Science and Culture)

<sup>13</sup> 国家専門検査局(State Professional Inspection Agency; SPIA)

<sup>14</sup> Law on transportation and import of hazardous substances /2000/

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
大気に関する法律 (1995) <sup>15</sup>	大気汚染防止法	大気中の化学物質、副生成化学物質、オゾン層破壊物質 (ODSs)	MNE	大気汚染を防止するプログラムを策定し、採択のため政府にそれを提出し、プログラムを実行する。 大気の質に関する調査、研究を行う。 大気保護に関する規制や法律を採択し、公認機関に承認を求めて基準案を作成する。 大気汚染、有害な物理的影響、オゾンや水素等の大気中の微量構成物の変化を定期的にモニタリングすることを目的としたネットワークを組織する。 排出された大気汚染物質の許容可能量、市民や経済主体等の組織により所持され運営されている生産やサービスに関する固定排出源により引き起こされた有害な物理的影響を承認する。 オゾン層に対して有害な影響を持つ物質の一覧を承認する。	第3、15条
			MNE MoH	許容可能量が標準化されていない、回避不可能な大気汚染物質の排出や、有害な物理的影響の原因となる事例において、物質の特性と量及び人間の健康と環境への影響に基づき、一時的な認可を公布する。	第10条
			MoH	大気中の汚染物質の許容可能量及び有毒・有害性の物理的影響に関する基準案を作成し、公認の機関により承認を受ける。 大気汚染と人間の健康に対する物理的有害性影響を規制する。	第3条
			SPIA	大気中への汚染物質の排出及び、市民や経済主体、他の組織による物理的有害性影響について専門家が管理する。	第10条
			保健と環境の検査担当	物理的有害性影響が設定された上限よりも大きくなることが確認され、人間の健康や環境への影響が危険な状況になるような、経済主体や組織の固定排出源からの大気汚染物質の排出の際には、行政の健康環境査察官は関係する経済主体や組織の活動を制限、あるいは停止させることがある。	第10条
			MNEの大気質サービス	大気の質の調査のため試験を行うとともに、関連するデータを集める。市民や経済主体、組織が所有し運営する生産・サービスの固定排出源から排出された大気汚染物質及び物理的有害性影響に関する許容可能量を決定する。 MNEに承認された手順に従って温室効果ガス及び溶剤の排出源の国家登録及びリスト化を行う。 大気汚染物質及び物理的有害影響の著しい増加の原因を特定するための迅速な行動を取り、損害を取り除く。	第4、7、16条
			知事	専門家による評価に基づき大気中へ汚染物質を排出し、物理的有害性影響の原因になると考えられる生産に関わる固定排出源を使用して製造を行う経済主体や組織に許可を発行する。 大気汚染物質及び物理的有害影響の著しい増加の原因を特定するための迅速な行動を取り、損害を取り除く。 大気汚染を防止するため、休憩地、療養所、観光キャンプ場、市内の道路及び居住地域での特定の種類の車両の運転を制限あるいは禁止することがある。 ある期間内に温室効果ガスの排出が増加していることが確	第8、10条

<sup>15</sup> Law on Air /1995/

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
				認められた場合、行政及び地域の行政担当者、経済主体及び組織の管理者は温室効果ガスの排出削減のための措置を取ることが求められる。	
			市(City)知事	地域市民の代表の勧告及び専門機関の評価により、大気への重大な有害影響を及ぼす可能性がある、産業及びサービスを目的とした建築物の建設承認を行う。	第11条
			保健と環境の検査担当及び警察官	物理的有害性影響が設定された上限よりも大きくなることが確認され、人間の健康や環境への影響が危険な状況になるような、経済主体や組織の固定排出源からの大気汚染物質の排出の際に、責任のある経済主体や組織の活動を制限、あるいは停止させることがある。 公認の機関に大気汚染物質の許容可能上限値、物理的有害性影響、許可の範囲として言及されている条項、要件を繰り返し無視した産業主体や組織の産業的稼働を停止あるいは変更するよう勧告を提出する。	第10、14条
鉱物法 (2006) 16		産業化学物質	議会	地理学及び採掘に関する国家政策を策定する。 調査や採掘に関する省庁の法令の施行を監査。 特別保護地での鉱物調査と採掘を許可するかどうかを決定する。 政府の提案に基づき希少鉱物を戦略的重要分類に含める。 特定地域における調査と採掘の免許の発行を制限あるいは禁止する。政府の提案あるいは自発的な主導に基づく放射性鉱物の採掘、輸送、保管に関する特別な規則や規制を決定する。	第8条
			政府	鉱物の調査と採掘に関する規制の実施を強化する。 地理学と採掘の分野の開発に関する政策を実行する。	第9条
			MIC	地理学と採掘の分野の開発に関する政策を策定、実行する。 鉱物の調査と採掘に関する規制の承認及び関連する基準の策定。	第10条
			鉱物石油管理局 <sup>17</sup>	鉱物資源の評価及び地理学的調査を実験する。採掘及び調査に使用される技術と装置の評価を行い、政策提言を策定する。採掘計画からの国家への社会的、経済的開発への重要性を評価し結論を示す。免許を受理し、発行する。	第11条
			知事	地方での採掘に関する政府の法律と決定を実行する。登録された場所の適切な使用を管理し、採掘関連法と決定への違反の際には調査と採掘を停止させる。 環境及び健康保護のため、地方予算及び工程への保証金の支払いを管理する。免許保持者と協調の上、環境保護計画を再検討し発展させる。	第12条
			MNE	あらゆる調査、採掘に関する活動に関する環境影響評価(EIA)を行う。	
環境影響評価に関する法律 18		産業化学物質	MNE	環境保護計画、環境モニタリングプログラム、復旧に関する規制の策定に関するガイドラインを承認する。 詳細環境影響評価報告書での専門家の結論に基づいてプロジェクトを実施するか否かを決める。 経済主体に対して、委員会の結論に基づいて2年間の詳細な	第6、7条

<sup>16</sup> Mineral Law /2006/

<sup>17</sup> Mineral and Petroleum Authority

<sup>18</sup> Law on Environmental Impact Assessment

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
				環境影響評価を実施する許可を与えることを決定する。	
衛生法 (1998) <sup>19</sup>	労働安全衛生法	人の健康に有害影響を及ぼす化学物質、バイオ添加物	議会	健康に関する国の政策を決定する。	第6条
			政府	健康に関する国の政策を実行する。 公衆衛生プログラムを承認し、資金援助を行い、その実行を統制する。	第7条
			MoH	法令を施行し、健康に関する規則及び健康に関するサービスや製品の基準を承認する。中央行政と地方行政に専門家によるガイダンスを提示する。 公衆の衛生問題に関する情報を提示する。 政府の健康に関するプログラムやプロジェクトの評価とモニタリングを行う。 家庭用・衛生用殺虫剤の輸入、生産、供給を行う経済主体に対して特別許可を発行する。	第8、44条
			Local Citizen's Representative Khurals	地方での衛生プログラムを策定、承認する。	第9条
			知事	地方レベルでの法令の施行と地方の衛生問題に対して人的、資金的資源の割り当てを行う。自然災害、事故、隔離を行う際には直ちに措置を取る。	第10条
薬物法 (1998) <sup>20</sup>		薬剤、バイオ製剤	薬品協議会 <sup>21</sup>	国家の薬品政策の問題に関する提案と勧告を行い、関連する中央行政機関に提出する。 必須薬品の一覧の修正案を策定する。 薬品の生産と輸入に関する決定と勧告を行う。 麻薬作用と向精神性作用を持つ薬品の使用に関する一覧の修正及び、規制に関する専門家の勧告を行う。 薬品の国家基準及び薬局方に関する条項に関する決定を行う。 新薬に関する薬理学、製薬、臨床面での解析を承認し、その結果に関する議論を行い、実用化の可否の最終決断を行う。	第5条

<sup>19</sup> Law on Health /1998/

<sup>20</sup> Law on Drug /1998/

<sup>21</sup> National Council of drug

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
			MoH	人間や家畜に対する薬品の輸入に関する許可を発効し、薬品品質を保証する活動を組織する。 薬品の調達機関への薬品の輸出入に関する許可は法令に従って保健省（Ministry of Health）により発行されるものとする。 人間用の薬品製造に関する免許は MoH により発行されるものとする。 処方箋を必要とする薬品と一般販売する薬品の一覧を承認し、実施する。 国家薬品登録への薬品登録に関する規制を承認し、施行する。 麻薬作用と向精神作用をもつ薬品の一覧及びそれらの使用手順は保健省により承認されるものとする。 医薬品の生産、輸入、供給、輸送、流通、使用、広告の規制を行う。	第6、8、10、13、15、16条
			MFA <sup>22</sup>	家畜の必要とする医薬品や医療機器の生産の許可を発行する。 医師による処方箋つきの医薬品と処方箋無しの医薬品の一覧を承認する。 国家薬品登録への薬品登録に関する登録と手数料に関する規制を承認する。	第10条
			SPIA	医薬品の生産、輸入、供給、輸送、流通、使用、広告の規制を行う。	第16条
			政府	医薬品の輸出入に関する税関国境を決定する。	第16条
			知事	薬局を適切な場所に配置し、薬品と医療機器サービスの活動に協力する。	第10条
食品法 (1999) <sup>23</sup>	食品衛生法	食品中の化学物質	議会	住民への食糧供給と食糧安全に関する政府の政策の施行に関する規制を決定し実施する。	第4条
			政府	食糧安全指標を決定し、国境を越える食糧に関する管理基準を設定する。 食糧安全に関する管理基準を承認する。	第5条
			MFA	食糧の安全性と供給を考慮して、年内に輸出入する家畜及び戦略食糧の量と種類を公表する。 食糧生産と食品サービスに関する技術と動植物由来の原材料の衛生に関する要件、手順、量を設定する。 食品中の栄養向上、食糧生産の向上、伝統的な技術及び最先端技術の導入に関する政策を施行する。	第6条
			MoH	食糧生産及びその設備の生産における衛生と安全に関する普遍的規範、指導及び要件を承認する。 農業及び食糧生産において使用される、農薬、薬品、化学肥料、放射性物質、重金属、その他の化学物質、微生物、食品添加物、及び他の混合物に関する許容可能な衛生レベルの基準を設定し、それらを国家基準に導入する。	第6条

<sup>22</sup> 食糧省(Ministry of Food and Agriculture)

<sup>23</sup> Law on Food /1999/

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
				食品の富化 (food enrichment) に必要な微量元素に関する適切な基準を設定する。	
			Citizen's Representative Khurals 及び知事	<p>各地域における住民の食糧安全の確保に関する政策及びプログラムの実行を承認し監視する。</p> <p>各地域における住民の食糧安全の確保に関する政策とプログラムを策定し、それを地域住民の代表 (Citizens' Representatives Khurals of the particular instance) に提出する。</p> <p>各年の各地域における住民の食糧安全の確保に関する政策とプログラムの実行、及び住民の消費に関する実際の状況に関して地域住民の代表に報告し、関連する問題を関係当局に中継する。</p> <p>行政査察官の報告に基づき、食糧生産及び食品サービス提供者の周辺環境への汚染影響を及ぼす生産及びサービスを禁止する。</p> <p>住民への飲料水の提供活動を組織し、飲料水の水源、貯水池、水の分配ネットワーク及び設備、その他の施設の使用と保護に関する規制を実施する。</p>	第7条
			家畜、植物検疫所及びその研究所	<p>動植物由来の食料品を検査しその品質を保証する。</p> <p>食糧の生産及び食料サービスに使用された微生物、化学物質、医薬品、化学肥料、放射性物質、農薬は検査を受け、適切かつ法的資格を有する衛生学、疫学、獣医学、動物学あるいは植物学の機関からその結果を受け取る必要がある。</p>	第9条
			SPIA	<p>食糧安全指標を設定し、国境を越える食糧に関する許可を発行する。</p> <p>県、首都、国境管理機関に専門的、方法論的ガイダンスを実施し、食糧生産者及びサービス提供者に訓練を行う。</p> <p>専門管理職員の養成、訓練、保持に関する業務を実施する。</p> <p>衛生及び品質要件を遵守していない食糧及び食糧生産の方法の輸出入を禁止する。</p> <p>食糧安全に関するデータベースを構築する。</p> <p>恒久的な国境検閲地、及び他の食糧安全の初期 (一次) 指標を決定することができる研究施設を有した国境管理機関において、食糧安全の指標を決定することができる研究施設を有した管理機関を設立し維持する。</p>	第12条

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
			査察官	衛生及び疫学に関する権限を持つ査察官は食糧生産と食品サービス（所在地や環境、生産工程の中で問題となる段階、インスタント食品の衛生と清潔度）に従事する個人の健康に関する監督を行うものとする。 獣医学的管理に関する権限を持つ査察官は家畜、動物、その生肉、脂肪、内蔵、及びその二次産物を用いた製品生産～提供に従事する事業体の場所、衛生環境、生産工程の中で問題となる段階に関する監督を行うものとする。 植物と野菜の検閲に関する権限を持つ査察官は野菜、果物、及び他の植物由来の原材料となる、公共配膳の場所とその施設の野菜倉庫、野菜保管場所の衛生安全性に関する監督を行うものとする。 食糧生産及びサービス管理に関する権限を持つ査察官は食糧生産、食料サービス、食糧生産手段に見られる技術についての普遍的規範の実行に関する監督を行うものとする。 基準、管理、承認に関する権限を持つ査察官は、食糧製品及び生産設計の計画と技術書類の処理から最終製品の消費までの、生産とサービスの全ての工程における国家基準の履行に関する監督を行うものとする。	第13条
水に関する法律 (2004) <sup>24</sup>	水質汚濁防止法	水中（表層水及び地下水）の化学物質	議会	水に関する国家政策の決定を行う。	第9条
		水中の化学物質	政府	水に関する国家政策とその他の規制を施行する。 水に関するプログラムを承認する。	第10条
			MNE	政府の関連行政機関と協力し、住民へ衛生要件を満たした水を供給するためのプログラムを実施する。	第11条
			水質庁 <sup>25</sup>	化学物質を使用する産業及びサービスからの排水処理に関する基準と技術的要件を策定する。 水資源のモニタリングと評価を行い、水源登録と土地台帳を管理する。To provide by information related on water and its issue to the public.産業から出る排水のリサイクルに関する技術的要件を策定する。	第12条
爆発物及び爆発装置の管理に関する法律 <sup>26</sup>		産業用	通産省 <sup>27</sup>	爆薬と爆発装置の輸出入及び生産に関する免許を発行する。 モンゴル国内で保管、輸出、輸入、生産、使用、販売、及び廃棄された爆薬と爆発装置品目、量を記載したデータベースを管理する。 爆薬と爆発装置の保管と輸送に関する安全基準を策定する。	第6、17、18条
			政府	爆薬と爆発装置の通過及び輸送が可能な国境、及び禁止された国境を承認する。 モンゴル国内での新型の爆薬に関する安全要件を承認する。	第6条

<sup>24</sup> Law on Water /2004/

<sup>25</sup> Water Authority

<sup>26</sup> Law on Control on Explosives and Exploding equipment

<sup>27</sup> Ministry of Trade and Industry

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
			NEMA	押収された爆薬を廃棄のために専門機関に受け渡すよう命令する。	第9条
			国家警察	爆薬の輸送を規制する。爆薬の輸送のための車両に許可を発行する。	第10条
			市や県 (Aimag) の知事	爆薬の製造、保管場所を決定する。	第14条
			SPIA	専門機関の結論に基づき、品質要件を満たしていないか使用期限を過ぎた爆薬を廃棄する。法律の施行をモニターし、管理する。	第14条
			税関 <sup>28</sup>	越境する爆薬について警察に連絡し、MICに毎月報告書を送付する。	第17条
			MNE	爆薬を製造するプロジェクトについて環境影響評価 (EIA) を行うものとする。	空欄
作付けに関する法律 <sup>29</sup>		農業用	政府	作付けに関する国家政策を履行し、法律を施行する。作付けの発展に関するプログラムを承認する。	第4条
			MFA	作付けの発展に関する国家政策を策定する。農業用地の回復及びその生産力の向上のための規則を維持する。	第5条
			Citizen's Representative Khurals	各地域における作付けの発展に関する計画を承認する。	第6条
			知事	土地の生産力向上及び灌漑設備の建設に関して農業従事者を支援する。	第7条
石油製品に関する法律 (2005) <sup>30</sup>		石油製品中の化学物質	政府	石油製品の輸入、生産、貿易、輸送、保管、投資に関する政策の実行を管理する。在庫量、生産と卸売りの許可を得た経済主体に石油製品の在庫を生み出すための規制を承認する。	第5、15条
			通産省	石油製品の輸入、生産、貿易、輸送、保管、投資に関する政策を施行する。石油製品の生産及び卸売り、滞在または撤廃 (to stay or abolish) に関する特別許可を発行する。規則と基準を承認する。SPIAと協力のもと、石油製品を保管するコンテナの登録に関する規制を承認する。	第5条
			鉱物石油管理局	石油製品に関する国家政策を履行する。生産、貿易、輸送、保管に関する標準、規則、基準の草案を策定する。石油製品の工場、商店、配送施設の建造プロジェクトに関する技術と、技術的な結論を下す。特別免許の発効に関する専門家の勧告をする。	第6条

<sup>28</sup> State Customs Agency

<sup>29</sup> Law on Cropping

<sup>30</sup> Law on Petroleum Products /2005/

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
				石油製品のデータベースを作成する。専門家の方法論に関するガイドラインの協力のもとで訓練を行う。	
下層土に関する法律 (1998) 31		下層土中の化学物質	議会	下層土に関する国家政策を決定する。 下層土資源の利用に関する目標を決定する。	第6条
			政府	国家政策を施行し、下層土の保護と使用に関する技術的を決定する。 人間の健康、家畜や動物に対して有毒な物質の埋め立てとして下層土を使用する際には政府が指令するものとする。	第6条
			MIC	下層土の保護、使用に関する国家計画を履行し、鉱物と資源の適切な使用のための政策を決定する。下層土の使用のため、国家的なモニタリング及び地理学的調査を行う。 法に従い調査のための採掘要求を発行する。	第6条
			MNE	下層土の適正な使用を管理し、政策を体系化する。	第6条
			県及び市の Citizen's Representative Khurals of Aimag and City	下層土の使用と保護に関する政府の法と決定を履行する。	第7条
			県 (Aimag) と市の知事	代表 (Representative Khural) により策定された法律と決定を履行し、利用と保護に関する査察を行う。 下層土や建築物を使用するあらゆる違法行為を中止させる。	第7条
			郡(Soum)及び村 (Duureg) の知事	下層土中の天然資源の使用のため土地要求を発行する。有毒性化学物質の埋め立て、ガスや石油の保管、排水処理を目的とした下層土を割り当てる。	第8条
土地に関する法律 (2002) 32			議会	土地に関する国家基本政策を決定する。To take land for the purposes land under state special protection; 国境地域の土地、国家防衛及び安全保障に割り当てられた土地、外交代表の外国人居住者に割り当てられた土地、領事、国際組織の代表の居住用の土地、課金される土地。	第17条
			政府	土地に関する国家基本政策を履行し、土地に関する規制の履行を保証する。 State Unified Land Territory 及び国土の特性と性質の証明に関する記録と報告書の作成手順を作成する。	第18条

<sup>31</sup> Law on subsoil /1998/

<sup>32</sup> Law on Land /2002/

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
			建設・都市計画省 <sup>33</sup>	土地に関する規制と政府の決定の履行を行う。土地利用に関する事業、土地台帳の許可と一時差し止めを行い、事業に関する手順や指示を決定する。 土地の特性と性質に関して政府の規制を課し、県及び市の土地管理計画に結論を示し、その履行を管理する。土地台帳に関する国家政策の策定を指導する。政府に <b>State Unified Land Territory</b> の分類に含める土地、または分類から削除する土地の定義を提出する。	第19条
			MNE	政府により保護された特別需要地 ( <b>Special Need Land</b> ) 分類への分類、あるいは分類からの削除に関して、その土地の決定に関して政府に提出する。 土地の劣化の程度のランク及び砂漠化の種類を特定し、保護と回復に関する手順とガイドラインを策定する。	空欄
			Citizen's Representative Khural 及び知事	土地に関する規制の履行と同様にその決定に関する規制を行い、必要であれば政府の報告書についての議論を行う。 政府からの提案に基づき、領地内の土地所有、使用、及びその保護に関する年次プログラムについて議論し承認する。 領地内の土地に関する規制の履行を計画し、履行を保証する。土地の所有者及び使用者が土地と資源を効率的に、合理的に、その領地内での法律と規約に従って使用し、保護しているか否かを管理する。地域の代表 ( <b>Citizen's Representative Khural</b> ) に土地を特別需要地 ( <b>Special Need Land</b> ) に含めるよう提案書を提出する。  土地の状態が劣化している場合には、専門機関の出す結論に基づき土地を返却するものとする。 環境への悪影響を処理する市民及び経済主体からのコンプライアンスに基づいた専門機関の決定に関して建設都市開発省に提案書を提出する。	第20条
			直轄市 (Municipality) 知事	承認された土地の計画、サイズ、必要性、場所に基づき土地は所有されるものとする。 承認された計画に基づき、中央集権型の工学システムに沿い、そのシステムに連絡する場所の土地の所有を認める。この場合は関連する知事を含めるものとする。 ( <b>Upon approved plan, to issue land possession along centralized engineer system and in the location planned to be connected to the system. In this case shall take related District Governor's opinion.</b> )	第21条
			県 (Aimag) 知事	承認された計画及び <b>Soum</b> の知事の意見に基づき県の中央集権的な工学システムに沿った土地の所有を認める。	第21条
			郡 (Soum) 知事	承認された計画に基づき市民と経済主体の土地の所有を認める。	第21条
			District の知事	市民と経済主体の土地の所有を認める。	第21条

<sup>33</sup> Ministry of Construction and Urban Development

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
			村(Bag)知事及び khoroo	各地域の土地の使用、保護、衛生問題についての責任を負う。	空欄
			土地測地部 <sup>34</sup>	国家土地管理に関する一般計画を策定する。土地に関する年次報告を行う。国家レベルでの土地管理活動を行う。土地の所有証明に関する規制を承認する。土地の使用による悪影響に関する結論を専門機関と協力して作成する。土地の特性と性質の評価に関するモニタリングネットワークの管理のため、土地の性質の変化をモニタリングする。	第23条
			県(Aimag)や市の土地管理局	政府の決定に基づき、土地の所有に関して市民や経済主体と契約し、証明書を発行する。	第23条
衛生法(1998) <sup>35</sup>	土壌汚染対策法	環境中の化学物質	MNE MoH	人間、家畜、動物に対して有毒影響を及ぼす廃棄物の一覧を承認する。	第7条
			県、市、郡、村の Citizen's Representative Khurals	法律を施行し、政府の報告書を再考する。衛生状態の改善のための財源分配を承認し、支出を管理する。	第7条
			知事	それぞれの領地において法律を履行し、衛生要件に関する規制を施行する。墓地、下水、公共サービス施設、及び飲料用水の水源、河川、池、水供給システム、廃棄場の使用を管理する。必要であれば、保護地帯とその規則を規定する。	第15、16条
放射線保護安全に関する法律 <sup>36</sup>		放射性化学物質	MESC の下の核エネルギー委員会	核エネルギーの使用、放射線からの保護、及びその安全性に関する国家政策を策定し、関連する政府行政機関に提出する。放射性廃棄物の回収、保管、輸送、埋め立てを行い、専門機関との協調のもとで消費者の使用した製品及び飲料水についての放射活性評価を行い、悪影響があるかどうかの最終結論を導く。調査、探索、採掘、加工、抽出、輸出入、輸送、埋め立てと放射性鉱物の再生のため、市民と経済主体に特別免許を発行する。	第6条
			県(Aimag)や市の知事	法律及び関連する基準や規範、委員会により定められたあらゆる決定を施行する。それぞれの地域における放射線からの防御、及び安全のための訓練を行う。	第10条
麻薬及び向精神薬取締法 <sup>37</sup>	毒劇法	麻薬作用と向精神性作用を持つ薬品	政府	麻薬作用と向精神性作用を持つ薬品が通過する国境を承認する。麻薬作用と向精神性作用を持つ薬品の保管と廃棄、及びその生産施設に関する規制を承認する。	第6条
			MoH	麻薬作用と向精神性作用を持つ薬品を生産及び取引するための特別免許を発行する。麻薬作用と向精神性作用を持つ薬	第8、

<sup>34</sup> Administration of Land Affairs and Geodesy and Cartography

<sup>35</sup> Law on Sanitary /1998/

<sup>36</sup> Law on Rays protection and its safety

<sup>37</sup> Law on Control on Narcotic and Psychotropic substances

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

法律文書	関連する日本の法律	使用カテゴリ	管轄する省庁	法律の目的、対象	関係条項
				品に関する規制、割り当て、生産、支出、保管、取引及び使用を規制する。	14条
			MNE	麻薬作用と向精神性作用を持つ薬品の原材料の収集を規制する。	第14条
			税関	麻薬作用と向精神性作用を持つ薬品の国境での通過規制を行う。	第14条
			警察官	麻薬作用と向精神性作用を持つ薬品を持つ薬品の違法ネットワークを停止させ、違法及び犯罪の調査、及び予防措置の実施を行う。	第14条

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査  
2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

図表 2.15-2 モンゴルの化学物質管理の規則、決定

規定文書	管轄する省庁	使用カテゴリ	法律の目的、対象	施行順位	備考
LA1 有害化学物質の製造、輸入、取引、使用の許可に関する手順(1998)	ordination 86/A120 MNE 及び MFA	有毒・有害化学物質	有毒・有害化学物質の生産、輸入、販売、及び使用に関する許可の手順。	1	-
LA2 有毒・有害化学物質の貯蔵、輸送、処理に関する規則(2007)	省令 #151/126/52 MNE 及び MoH 及び危機管理に携わる省	有毒・有害性廃棄物	有毒・有害化学物質の保管、輸送、使用及び廃棄に関する基本要件を履行する。	1	国民に広く認識されている必要がある。
LA3 有毒・有害化学物質のリスクアセスメント実施に関する規則	省令 MNE	有毒・有害化学物質	有毒・有害化学物質のアセスメントの、実施者、実施時期、実施場所、実施方法を管理する。	3	関連する基準が必要。
LA4 モンゴルにおける農薬の登録と試験に関する規則(1999)	省令#86A164 MNE 及び 工業・農業大臣 及び MoH	農薬	空欄	3	期限切れ
LA5 有毒・有害化学物質が通過する国境(2006)	政府決議#296	有毒・有害化学物質	有毒・有害化学物質が通過する国境を承認する。7つが承認されている。	1	-
LA6 モンゴルでの使用を禁止又は厳しく制限される化学物質のリスト(2007)	政府決議 #95	有毒・有害化学物質	モンゴル国内での使用が禁止、あるいは厳しく制限されている化学物質の一覧を承認する。83種類が禁止され、28種類が厳しく制限されている。	1	-
LA7 農業と植物保護のために使用を許可された農薬のリスト(2008)	省令#70/38/60 MNE 及び MoH 及び MFA	産業、消費者必需、農業用	植物保護用の農薬一覧、及び年間使用許容量を承認する。 動物用の農薬一覧、及び年間使用許容量を承認する。 家庭内衛生用の物質一覧、及び年間使用許容量を承認する。	1	-
LA8 採掘活動における水銀使用の禁止(2008)	省令	水銀	採掘や採石における水銀使用を禁止する。	1	-
LA9 有害廃棄物の分類、収集、放送、取扱、輸送、固定、処理に関する決議(2002)	MNE 政府決議#135	廃棄物中の有害化学物質	有害性廃棄物をその性質、化学的性質、感染性、放射性に基づき分類する。有害性廃棄物の回収、輸送、こん包、取り扱い及び固定に関する手順を管理する。	1	-
LA10 有害廃棄物のパスポートシステムに伴う規則(2006)	政府決議#268	廃棄物中の毒性及び有害性物質	有害性廃棄物パスポートは排出源からの危険性とリスクに関する情報とデータを公開し、有毒性廃棄物の有害影響を防止する。有害性廃棄物を発生させ、処理する経済主体は有害性廃棄物パスポートを所持するものとする。	1	-

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

	規定文書	管轄する省庁	使用カテゴリ	法律の目的、対象	施行順位	備考
LA11	衛生機関からの廃棄物の収集、貯蔵、輸送と処理に関する指示書(2002)	省令 MNE 及び MoH	医療機関由来の廃棄物中の毒性及び有害化学物質	衛生機関から発生する廃棄物についての定義と、廃棄物の分類を行う。 廃棄物の回収、保管、輸送、及び廃棄の方法に関する指導を行う。	1	-
LA12	環境に優しい方法での化学廃棄物の収集、管理、輸送と処理に関する技術指示書 有毒・有害化学物質を含む製品の輸入、輸送、使用に関する規則(2003)	省令# 126/171 MNE 及び MoH	廃棄物中の毒性及び有害化学物質	廃棄物処理場、廃棄場所の創造を規制する。 廃棄物の特性に応じて廃棄の方法を決定する。 有毒・有害化学物質を含有する製品の一覧を承認する。	2	廃棄のための特別なキャンペーンビルディングは未着手である。
LA13	有害廃棄物の処理、貯蔵の記録維持と報告の指示書	省令#127, 2007 MNE	廃棄物から放出される有害化学物質	市民や経済主体により廃棄された有害性廃棄物を記録する。 記録のための指示書を承認する。	3	法を規制する担当者が不明確である。関連法における施行措置及びコンプライアンスが不足している。
LA14	税関登録に関する手続き(2004)	税関長指令#59	化学物質	輸入されるあらゆる種類の化学物質は税関中央研究所の結論に基づき税関登録を行うものとする。	1	-
LA15	化学物質の製造、利用、輸入の管理に関する手続き(2003)	国家専門検査大臣 #337	産業化学物質	環境査察官は化学物質の生産、利用、及び輸入に関する規制をかける。衛生査察官は事業体における化学物質の利用による大気、土壌、水、及び人間環境への影響を明らかにし、予防措置の規制をかけるものとする。労働査察官は労働状況及び化学物質を使用、生産及び保管する事業体の技術的安全要件が関連する基準に適合しているかどうかについての管理を行うものとする。	1	政府監査の主要手順である。
LA16	ウランバートル市におけるプラスチックバッグとサックの使用禁止	市町村長指令	農薬	サービス分野におけるビニール袋の使用を停止する。	3	非規制メカニズムの不足により十分に施行されていない。
LA17	有毒物質と極めて有毒な物質の分類の許可(2002)	政府決議# 63/89	毒性化学物質	毒性に分類される化学物質の一覧は付属書 1 により承認されるものとする。人及び動物への影響を有すると分類される化学物質は付属書 2 により承認されるものとする。ロッテルダム条約及びストックホルム条約により規制される化学物質は付属	2	分類は Law on Toxic and Hazardous chemicals で異なる言及をされて

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

規定文書	管轄する省庁	使用カテゴリー	法律の目的、対象	施行順位	備考
			書 3、4 によるものとし、それらの化学物質は付属書において極めて有毒な化学物質として分類されるものとする。		いる。改定が必要。

モンゴルにおける禁止化学物質を図表 2.15-3 に、モンゴル国内で厳しく制限されている化学物質を図表 2.15-4 に示す。

図表 2.15-3 モンゴル国内での禁止化学物質

物質名	CAS No.	条件	物質名	CAS No.	条件
Aldrin, 1,2,3,4,10,10-hexachloro- 1,4,4a,5,8,8a-hexahydro- 1,4-endo,exo-5,8-dimethnonapht alene (C <sub>12</sub> H <sub>8</sub> Cl <sub>6</sub> )	309-00-2	Pesticide	Pentachlorotrifluoro propane; CFC-213; (C <sub>3</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>5</sub> )	2903-45-2 9	Refrigerat or
Dustable powder formulations containing a combination of: -Benomyl・7% -Carbofuran・10% -Thiram・15%	17804-35- 2 1563-66-2 137-26-8	Very toxic pesticide	Chlorotrifluoromethane; CFC-113 (CF <sub>3</sub> Cl)	2903-45-1 1	Refrigerat or
Binapacryl; 2-(1 -Methylpropyl)-4,6-dinitropheny l 3-methyl-2- butenoate; 2-(1 -Methylpropyl)-4,6-dinitropheny l 3,3- dimethylacrylate; Dinoseb methacrylate (C <sub>15</sub> H <sub>18</sub> N <sub>2</sub> O <sub>6</sub> )	485-31-4	Pesticide	1,1,2-Trichlorotrifluoro ethane; CFC-113; (C <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> )	2903-43-0 0	To clean electrical equipment and metal.
Methyl Bromide (CH <sub>3</sub> Br)	2903-30-1 0	To speed-up vegetable maturity	Ugilec 121; 1,1'-methylenebis-dichloro monomethyl derive benzene; Monomethyldichlorodiphenylmetha ne	81161-70- 8	Not biodegrada ble chemicals. Not found data about use.
Íãõtachlor; 1,4,5,6,7,8,8- heptachloro-Çà,4,7,7à-tetrahydr o-4,7- methanoindene (C <sub>10</sub> H <sub>5</sub> Cl <sub>7</sub> )	76-44-8	Pesticide	2- fluoroacetamide (C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> FNO)	640-19-7	Pesticide
Hexachlorobenzene; HCB (C <sub>6</sub> Cl <sub>6</sub> )	118-74-1	Fungicide , substance s for rubber, explosives	Phosphamidon (Soluble liquid formulations of the substance that exceed 1000 g active ingredient/l)	13171-21- 6 (E) & (Z) mixed isomers ); 23783-98- 4 (Z)-isomer ; 297-99-4 (ç)- isomer.	Very toxic pesticide

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

物質名	CAS No.	条件	物質名	CAS No.	条件
Hexachlorocyclohexane (Mixed isomers); 1,2,3,4,5,6-hexachlorocyclohexane, (C <sub>6</sub> H <sub>6</sub> Cl <sub>6</sub> )	608-73-1	Pesticide	Pentachlorofluoroethane; CFC-111; (C <sub>2</sub> FCl <sub>5</sub> )	2903-45-20	Refrigerator
Dichlorohexafluoro-propane; CFC-216 (C <sub>3</sub> F <sub>6</sub> Cl <sub>2</sub> )	2903-45-29	Refrigerator	Heptachlorofluoro-propane; CFC-211; (C <sub>3</sub> FCl <sub>7</sub> )	2903-45-29	Refrigerator
Chloroheptafluoro-propane; CFC-217 (C <sub>3</sub> F <sub>7</sub> Cl)	2903-45-29	Refrigerator	Trichlorofluoromethane, CFC-11* (CFCI <sub>3</sub> )	2903-41-00	To load refrigerator
Dalapon; 2,2-Dichloropropanoic acid; alpha,alpha-dichloro-propionic acid (CH <sub>3</sub> CCl <sub>2</sub> COOH)	75-99-0	Pesticide	Chlorobenzilate (C <sub>16</sub> H <sub>14</sub> Cl <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	510-15-6	Pesticide
Tris (2,3-dibromopropyl) phosphate; 2,3-Dibromo-1-propanol phosphate; TDBPP; (C <sub>9</sub> H <sub>15</sub> Br <sub>6</sub> O <sub>4</sub> P)	126-72-7	For producing rubber, paint, paper and water pipe	Chlordane or Chlordane, alpha & gamma isomers (C <sub>10</sub> H <sub>6</sub> Cl <sub>8</sub> )	57-74-9	Pesticide
Dieldrin, 1,2,3,4,10,10-hexachloro-6,7-epoxydimethanonaphthalene (C <sub>12</sub> H <sub>8</sub> Cl <sub>6</sub> O)	60-57-1	Pesticide	Chlordimeform; N'-(4-Chloro-o-tolyl)-N,N-dimethylformamidina) (C <sub>10</sub> H <sub>13</sub> ClN <sub>2</sub> )	6164-98-3	Pesticide
DDT, 1,1,1-Trichloro-2,2-bis(p-chlorophenyl)ethane; (C <sub>14</sub> H <sub>9</sub> Cl <sub>5</sub> )	50-29-3	Pesticide	Cyhexatin; Tricyclohexyltin hydroxide; Cyhexatin (Tricyclohexyltin Hydroxide); Plictran (C <sub>18</sub> H <sub>34</sub> O <sub>3</sub> Sn)	13121-70-5	Pesticide
Ethylene dibromide; EDB or 1,2-dibromoethane (BrCH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> Br)	106-93-4	Pesticide	Endrin; 2,7,3,6-Dimethanonaphth[2,3-b]oxirene, 3,4,5,6,9,9-hexachloro-1a,2,2a,3,6,6a,7,7a-octahydro- (C <sub>12</sub> H <sub>8</sub> Cl <sub>6</sub> O)	72-20-8	Pesticide
Dinitro-ortho-cresol (DNOC) and its salts 4,6-Dinitro-ortho-cresol 2-Methyl-4,6-dinitrophenol DNOC 2,4-Dinitro-ortho-cresol C <sub>7</sub> H <sub>6</sub> N <sub>2</sub> O <sub>5</sub> / CH <sub>3</sub> C <sub>6</sub> H <sub>2</sub> OH(NO <sub>2</sub> ) <sub>2</sub>	534-52-1 2980-64-5 5787-96-2 2312-76-7	Pesticide	1,2-Epoxyethane; Oxirane; Dimethylene oxide; (C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> O)	75-21-8	In chemical industry, in preserving agricultural products
Dinoseb; 2-(sec-butyl)-4,6-dinitrophenol or 2-(1-methylpropyl)-4,6-dinitrophenol; C <sub>10</sub> H <sub>12</sub> N <sub>2</sub> O <sub>5</sub>	88-85-7	Pesticide	O-Alkyl (&C <sub>10</sub> , inc. cycloalkyl) alkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr)-phosphonofluoridates Sarin: O-Isopropyl methylphosphonofluoridate Soman: O-Pinacolyl methylphosphonofluoridate	107-44-8 96-64-0	In making chemical weapon
Bromochlorodifluoro Methane; Halon-1211; (CF <sub>2</sub> BrCl)	2903-46-10	Refrigerator	O-Alkyl (&C <sub>10</sub> , inc. cycloalkyl) N,N-dialkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr)-phosphoramidocyanidates Tabun: O-Ethyl N,N-dimethyl phosphoramidocyanidate	77-81-6	In making chemical weapon

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

物質名	CAS No.	条件	物質名	CAS No.	条件
Hexachlorodifluoro-propane; CFC-212; (C3F2Cl6)	2903-45-2 9	Refrigerator	O-Alkyl (H or $\neq$ C10, incl, cycloalkyl) S-2-dialkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr)-aminoethyl alkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr) phosphonothiolates and corresponding alkylated or protonated salts X: O-Ethyl S-2-diiso propylaminoethyl methyl phosphonothiolate	50782-69- 9	In making chemical weapon
Dichlorodifluoromethane; CFC-12*; (CF2Cl2)	2903-42-0 0	Refrigerator	Sulfur mustards:2- Chloroethylchloro-methyl-sulfide Mustard gas: Bis (2-Chloroethyl) sulfide; Bis(2-Chloroethylthio) methane; Sesquimustard: 1,2- bis(2-Chloroethylthio) ethane; 1,3- Bis (2-Chloro-ethylthio)-n-propane; 1,4- Bis (2-Chloro-ethylthio)-n-butane; 1,5- Bis (2-Chloro-ethylthio)-n-pentane; Bis(2-Chloroethylthio-methyl)ether; O-Mustard: Bis (2-Chloro-ethylthiomethyl) ether	2625-76-5 505-60-2 63869-13- 6 3563-36-8 63905-10- 2 142868-9 3-7 142868-9 4-8 63918-90- 1 63918-89- 8	In making chemical weapon
Tetrachlorodifluoroethane, CFC-112; (C2F2Cl4)	2903-45-2 1	Refrigerator	Lewisite1: 2-Chlorovinyl-dichloroarsine; Lewisite2: Bis (2-Chlorovinyl) chloroarsine ; Lewisite3: Tris (2-Chlorovinyl) arsine	541-25-3 40334-69- 8 40334-70- 1	In making chemical weapon
Nàòtafol(cis isomer); Di folitan; N-(1,1,2,2-Tetrachloroethyl-thio) cyclohex-4-ene-1,2- dicarboximide; 3a,4,7,7a-Tetrahydro-N-(1,1,2,2- tetrachloroethanesulphenyl) phthalimide; (C10H9Cl4NO2S)	2425-06-1	Fungicide	Nitrogen mustards: HN1: Bis (2-Chloroethyl) ethylamine; HN2: Bis (2-Chloroethyl)methylamine; HN3: Tris (2-Chloroethyl)amine	538-07-8 51-75-2 555-77-1	In making chemical weapon
Lindane; Cyclohexane; 1,2,3,4,5,6-hexachloro-gamma-is omer; (C6-H6-Cl6)	58-89-9	Pesticide	Saxitoxin	35523-89- 8	In making chemical weapon
Maleic hydrazide 1,2-dihydro-3,6-pyridazinedione; (C4H4N2O2)	123-33-1	To improve vegetable maturity	Ricin	9009-86-3	In making chemical weapon
Methamidophos (Soluble liquid formulations of the substance that exceed 600 g active ingredient/l) (C2H8NO2PS)	10265-92- 6	Very toxic pesticide	Alkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr) phosphonyldifluorides; DF: Methylphosphonyl-difluorides	676-99-3	In making chemical weapon
1.1.1-trichloroethane; methyl chloroform; TCA/ MCF/ MC (C2H3Cl3)	2903-19-1 0	For dry cleaning and clean technical facility	O-Alkyl (H or $\neq$ C10, incl, cycloalkyl) O-2-dialkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr)-aminoethyl alkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr)phosphonites and corresponding alkylated or protonated salts QL: O-Ethyl O-2 diisopropylaminoethyl methylphosphonie	57856-11- 8	In making chemical weapon

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査  
2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

物質名	CAS No.	条件	物質名	CAS No.	条件
Methyl parathion (emulsifiable concentrates (EC) at above 19.5%, active ingredient and dusts at above 1.5% active ingredient) (CH <sub>3</sub> O) <sub>2</sub> P(S)OC <sub>6</sub> H <sub>4</sub> NO <sub>2</sub>	298-00-0	Very toxic pesticide	Chorosarin: O-Isopropyl methylphosphonochloridate	1445-76-7	In making chemical weapon
Mirex; 1,1a,2,2,3,3a,4,5,5a,5b,6-Dodecahloro-octahydro-1,3,4-metheno-1H-cyclobuta[cd]pentalene; (C <sub>10</sub> Cl <sub>12</sub> )	2385-85-5	Pesticide, to producing plastic, rubber, paint, paper and fire resistance of electrical equipment.	Chlorosoman: O-Pinacolyl methylphosphonochloridate	7040-57-5	In making chemical weapon
Monocrotophos; Dimethyl (E)-1-methyl-2-(methylcarbamoyl) vinyl phosphate; Phosphoric acid, dimethyl 1-methyl-3-(methylamino)-3-oxo-1-propenyl ester (E)-; (C <sub>7</sub> H <sub>14</sub> NO <sub>5</sub> P) / ((CH <sub>3</sub> O) <sub>2</sub> PO-OC(CH <sub>3</sub> )=CHCO-NHCH <sub>3</sub> )	6923-22-4	Very toxic pesticide	Amiton: O,ODiethyl S/2-(diethylamino)ethylphosphorothiolate and corresponding alkylated or protonated salts	78-53-5	In making chemical weapon
Nitrofen; 2,4-Dichloro-4'-nitrodiphenyl ether; 2,4-Dichlorophenyl-4'-nitrophenyl ether; 2,4-Dichloro-1-(4-nitrophenoxy)benzene (C <sub>12</sub> H <sub>7</sub> Cl <sub>2</sub> NO <sub>3</sub> or C <sub>6</sub> H <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub> OC <sub>6</sub> H <sub>4</sub> NO <sub>2</sub> )	1836-75-5	Herbicide	PEIB: 1,1,3,3,3-Penta-fluoro-2-(trifluoromethyl)-1-propene	382-21-8	In making chemical weapon
Ethyl parathion O, O-Diethyl O-(p-nitrophenyl) phosphorothioate or O,O-Diethyl O-(p-nitrophenyl) thiophosphate (C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> O) <sub>2</sub> P(S)OC <sub>6</sub> H <sub>4</sub> NO <sub>2</sub> 56-38-2 Very toxic pesticide Trichloropentafluoropropane	56-38-2	Very toxic pesticide	BZ: 3-Quinuclidinyl benzilate (*)	6581-06-2	In making chemical weapon
Trichloropentafluoropropane 1,1,1-trichloro-2,2,3,3,3-pentafluoro-propane C <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> F <sub>5</sub> or CFC 215	28109-69-5	Refrigerator	Methylphosphonyl dichloride; Dimethyl methyl-phosphonate; Exemption: Fonofos: O-Ethyl S-phenyl ethylphosphonorhiolothionate	676-97-1 756-79-6 944-22-9	In making chemical weapon
Monochloropentafluoro-ethane; CFC-115*; CClF <sub>2</sub> CF <sub>3</sub>	76-15-3	Refrigerator	N,N-Dialkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr) phosphoramidic dihalides		In making chemical weapon
Pentachlorophenol and its salts and esters	87-68-5*	Pesticide	Dialkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr)N,N-dialkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr) phosphoramidates		In making chemical weapon
Polychlorinated terphenyls (PCT)	61788-33-8	To producing pesticide	Arsenic trichloride	7784-34-1	In making chemical weapon

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

物質名	CAS No.	条件	物質名	CAS No.	条件
Pentachlorophenol (C <sub>6</sub> HCl <sub>5</sub> O)	87-86-5	Pesticide	2,2-Diphenyl-2-hydroxyacetic acid	76-93-7	In making chemical weapon
Tetramethyl lead ((CH <sub>3</sub> ) <sub>4</sub> Pb)	75-74-1	To produce petroleum with lead	Quinuclidin-3-ol	1619-34-7	In making chemical weapon
Dibromotetrafluoroethane; Halon-2402; (C <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Br <sub>2</sub> )	2903-46-30	Refrigerator	N,N-Dialkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr)aminoethyl-2-chlorides and corresponding protonated salts		In making chemical weapon
1,1,2,2-Dichlorotetrafluoroethane; CFC-114; (C <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub> )	2903-44-10	Refrigerator	N,N-Dialkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr)aminoethyl-2-ols and corresponding protonated salts Exemption: N,N-Dimethylaminoethanol and corresponding protonated salts N,N-Diethylaminoethanol and corresponding protonated salts	108-01-0 100-37-8	In making chemical weapon
Tetrachlorotetrafluoropropane; CFC-214; (C <sub>3</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>4</sub> )	2903-45-29	Refrigerator	N,N-Dialkyl (Me, Et, n-Pr or i-Pr)aminoethane-2-thiols and corresponding protonated salts		In making chemical weapon
Tetraethyl lead; ((C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> ) <sub>4</sub> Pb)	78-00-2	to make petroleum with lead and fungicide with organic mercury	Thiodiglycol: Bis: (2-hydroxyethyl)sulfide	111-48-8	In making chemical weapon
ᠣᠶᠢᠨᠠᠳᠠᠬᠠᠨᠠ or Chlorinated camphene Polychlorinated bornans and camphenes; (C <sub>10</sub> H <sub>10</sub> Cl <sub>8</sub> )	8001-35-2	Insecticide	Pinacolyl alcohol: 3,3-Dimethylbutan-2-ol	464-07-3	In chemical weapon
Bromotrifluoromethane; Halon-1301; (CF <sub>3</sub> Br)	2903-46-20	Refrigerator			

図表 2.15-4 モンゴル国内で厳しく制限されている化学物質

	物質名	CAS No	条件
1	Benzidine; (1,1'-Biphenyl)-4,4'-diamine (9ci) ; (NH <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> NH <sub>2</sub> )	92-87-5	To make paint and plastic
2	4-Aminodiphenyl; (1,1'-Biphenyl)-4-amine; p-Biphenylamine; p-Xenylamine; (C <sub>12</sub> H <sub>11</sub> N / C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> NH <sub>2</sub> )	92-67-1	
3	1,2-dichloro-ethane	107-06-2	To making plastic (PVC) and petroleum products with lead.

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査  
 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

	物質名	CAS No	条件
4	Carbon tetrachloride, (CCl <sub>4</sub> )	2903-14-00	To making drug and oil and in making research
5	Chromium(VI) salts, Cr <sup>6+</sup>		In animal skin tanning and manufacture of wood and paint and plastic.
6	Mercury, elemental (Hg)	7439-97-6	In mining and measuring equipment
7	Mercury, elemental and inorganic forms		For sanitary purposes and veterinary and photo
8	Polybrominated biphenyls (PBB)	36355-01-8 (hexa); 27858-07-7 (octa); 13654-09-6 (deca)	Pesticide, to produce plastic and synthetic
9	Polychlorinated Biphenyls; (PCBs) Aroclor; Clorhen; Phenochlor; (C <sub>12</sub> H <sub>(10-n)</sub> Cl <sub>n</sub> , n=1 -10)	(52469-21-9, 11097-69-1 etc)	Transformers, capa citors, thermostat , paint and plastic
10	Zinc phosphide (Zn <sub>3</sub> P <sub>2</sub> )	1314-84-7	Pesticide
11	Cyanide (CN <sup>-</sup> )	57-12-5	In electric chemical industry, clean metal, mining operation.
12	Phosgene: Carbonyl dichloride	75-44-5	In making chemical weapon
13	Cyanogen chloride	506-77-4	In making chemical weapon
14	Hydrogen cyanide	74-90-8	In making chemical weapon
15	Chloropicrin: Trichloronitromethane	76-06-2	In making chemical weapon
16	Phosphorus oxychloride	10025-87-3	In making chemical weapon
17	Phosphorus trichloride	7719-12-2	In making chemical weapon
18	Phosphorus pentachloride	10026-13-8	In making chemical weapon
19	Trimethyl phosphite	121-45-9	In making chemical weapon
20	Triethyl phosphite	122-52-1	In making chemical weapon
21	Dimethyl phosphite	868-85-9	In making chemical weapon
22	Diethyl phosphite	762-04-9	In making chemical weapon
23	Sulfur monochloride	10025-67-9	In making chemical weapon
24	Sulfur dichloride	10545-99-0	In making chemical weapon
25	Thiophosgene	7719-09-7	In making chemical weapon
26	Ethyl-diethanolamine	139-87-7	In making chemical weapon
27	Methyl-diethanolamine	105-59-9	In making chemical weapon
28	Triethanolamine	102-71-6	In making chemical weapon

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査  
2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

また、ライフサイクル別の法令の概観を図表 2.15-5 に示す。

図表 2.15-5 ライフサイクル別の適用法令

化学物質分類	輸入	生産	保管	輸送	分配、 売買	使用、取り 扱い	廃棄
殺虫剤、農業、家庭 内使用、公衆衛生	LTHC LTIHS LC LL	LTHC LSAI LL	LTHC LSAI	LTHC LTIHS	LTHC LSAI LL	LTHC LTIHS LSAI LL	LTHC LHIW LSAI
化学肥料	LTHC LC LL	LTHC LSAI	LTHC LSAI	LTHC	LTHC LSAI	LTHC LSAI	LTHC LHIW LSAI
産業化学物質(工 場、加工施設での使 用)	LTHC LC LL	LTHC LSAI	LTHC LSAI	LTHC	LTHC LL LSAI	LTHC LSAI LL	LHIW LSAI
石油製品	LTIHS LC LL LPP	LTHC LSAI LL LPP	LTHC LSAI LPP	LTHC LPP	LTHC LPP LSAI	LTHC LPP LSAI	LTHC LHIW
消費者向け化学物質	LTHC LSAI LF LH LL	LTHC LSAI LF LH LL	LTHC LSAI LF LH LL	LTHC LSAI LF LH	LTHC LSAI LF LH	LTHC LSAI LF LH	LTHC LHIW LSAI
化学廃棄物	LTHC LHIW LSAI	LTHC LHIW LSAI	LTHC LHIW LSAI	LTHC LHIW LSAI	LTHC LHIW LSAI	LTHC LHIW LSAI	LTHC LHIW LSAI

\*表中の記号の意味は以下である。

- LTHC : 有毒・有害化学物質に関する法律(Law on Toxic and Hazardous Chemicals)
- LHIW : 有害な産業廃棄物に関する法律(Law on Hazardous and Industrial Waste)
- LTIHS : 有害物質の輸送と輸入に関する法律(Law on Transportation and Import Hazardous Sustances)
- LC : 関税法(Law on Customs)
- LL : 免許法(Law on Licensing)
- LSAI : 監査及び査察に関する法律(Law on State Audit and Inspection)
- LPP : 石油生産に関する法律(Law on Petroleum Production)
- LH : 衛生法(Law on Health)
- LF : 食品法(Law on Food)

(4) 国際条約批准状況

モンゴルの国際条約の批准の状況を図表 2.15-6 に示す。

図表 2.15-6 モンゴルの国際条約の批准

協定、条約名称	発効	批准	加入	署名
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約	2004/7/29	2004/4/30		2002/5/17
国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約	2004/2/24	2001/3/8		1998/9/11
気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書	2005/2/16		1999/12/15	
国連砂漠化対処条約	1996/12/26	1996/9/3		1994/10/15
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約	1997/4/29	1995/1/17		1993/1/14
有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約	1997/7/15		1997/4/15	
原子力事故の早期通報に関する条約	1987/7/12	1987/6/11		1987/1/8
オゾン層の保護のためのウィーン条約	1996/6/5		1996/3/7	
船舶による汚染防止のための国際条約			2002/6/26	
細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律	1975/3/26	1972/9/5		1972/4/10
国際植物防疫条約	2009/5/26	2009/5/26		
Memorandum of Understanding concerning the Conservation of Migratory Birds of Prey in Africa and Eurasia（日本語名称なし）	2008/11/1			2008/10/22

2006年にはPOPsに関する国内実施計画（NIP）が承認された。NIPに示されている優先的な計画は以下である。

1. PCB 含有設備の使用の停止及びその備蓄の除去、環境に対して適切な方法による廃棄、汚染地の浄化
2. 有害性廃棄物、特に医療系廃棄物、使用済み油及びプラスチック等の管理方法の改善、また除去やリサイクル等の環境に優しい方法による残留性有機汚染物質（POPs）の有害性の軽減
3. POPs の研究及びモニタリングのためのキャパシティ構築
4. 一般市民及び「リスクグループ」内の POPs に対する意識向上、そして適切な情報交換システムの形成
5. 産業工程及び非産業からの PCDD/PCDF、HCB 及び PCB 放出に関するインベントリシステム改善の提案策定、排出係数の更新と検証を含む

## 6. POPs 汚染地の回復

### (5) データアクセスと使用

モンゴルの化学物質管理に関するデータ一覧と、データへのアクセス方法を図表 2.15-7 図表 2.15-8 に示す。モンゴルの憲法によればモンゴルでは全国民が政府の情報にアクセスをする権利を有する。しかし政府機関の情報へのアクセスは、実際には極めて困難である。

情報へのアクセスは“Mongolian Law on Procedure to Receive and Solve of Compliance and Request from Citizen”により規制されている。本法令によれば政府機関からの返答を受け取るまでの平均日数は 5 日間である。政府の官僚機構が情報へのアクセスへの障害の一つになることもあるため、市民はそれぞれの政府機関のウェブサイトから情報にアクセスすることが多いが、政府機関のウェブサイトの使用は非効率的で、更新されたデータや報告書を入手することはほとんど不可能である。

図表 2.15-8 によれば、モンゴルには化学物質管理に関する統合的なデータベースがなく、必要な報告書やデータはそれぞれの省庁や政府機関に分散してしまっている。しかも、科学研究所の研究成果の収容先がどこにもない。

化学物質のデータのみならず環境や衛生に関するデータベースもそれほど広く利用されていない。データの質は機関によって様々であり、場合によっては政府内のデータや情報にアクセスすることが困難である場合もある。また、化学物質管理関連のデータに関する国家的な編集基準は未だ確立されていない。さらに、化学物質管理に関わるあらゆる機関はそれぞれ独自の文献やデータベースを有しており、それを他の機関と共有することはない。政府の不安定性もあり、情報は適切に管理されておらず、データの入手は困難な場合がある。

したがって、モンゴルでは化学物質管理に関する統合データベースや情報は大きな課題である。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査  
2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

図表 2.15-7 モンゴルの化学物質管理に関する利用可能なデータ

データ利用方法	農薬(農業、公衆衛生、消費者使用)	産業化学物質	消費者化学物質	化学廃棄物
優先順位策定	○	-	-	-
地方での化学物質の影響へのアクセス	○			
リスクアセスメント(環境/衛生)	-	-	-	-
分類/ラベリング	○	-	-	-
登録	○	○	○	○
免許、認可	○	○	○	-
許可	○	○	○	○
リスク低減の決定	-	-	-	-
事故への備え、及び対応	○	○	○	○
中毒規制	○	○	○	○
排出インベントリ	○	-	-	-
査察及び監査(環境/衛生)	○	○	○	○
労働者への情報	-	-	-	-

図表 2.15-8 モンゴルの化学物質管理に関する国家データの場所、アクセス方法

データの種類	場所	データソース	アクセス可能者	アクセス方法	フォーマット
生産統計	MIC	報告書	法人等	開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
	統計局	統計報告書		自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
輸出/輸入統計	税関	報告書	法人等	開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
	統計局	統計報告書		自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
	MNE	許可書		開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
	MoH	許可書		開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
	MAF	許可書		開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
	MTC	許可書		開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
	MoD	許可書		開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
化学物質使用統計	MNE	報告書とデータ許可書	法人等	開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
	MoH	報告書とデータ許可書		開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
	MFA	報告書とデータ許可書		開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
	MTC	報告書とデータ許可書		開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
	SPIA	報告書とデータモニタリング		開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

データの種類	場所	データソース	アクセス可能者	アクセス方法	フォーマット
	MoD	許可書 報告書		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
産業事故統計	NEMA	報告書とデータ	法人等	開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
輸送事故統計	NEMA	報告書とデータ	法人等	開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	警察	報告書とデータ		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
職業衛生デー タ(農業)	MoH	報告書とデータ	法人等	開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	毒物センター	報告書とデータ 調査		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	健康関連機関	報告書とデータ 調査		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
職業衛生デー タ(産業)	MoH	報告書とデータ	法人等	開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	毒物センター	報告書とデータ 調査		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	健康関連機関	報告書とデータ 調査		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
中毒統計	MoH	報告書とデータ	法人等	開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	毒物センター	報告書とデータ 調査		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
汚染放出統計 及び移送登録	MNE	報告書と調査 書	法人等	開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	環境研究所 調査	分析		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	SPIA モニタリング	分析		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	大気質サービス	分析		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
有害性廃棄物 データ	地方行政	報告書	法人等	開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	MNE	報告書と分析		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	MoH	報告書		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	SPIA	報告書		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
農薬登録、有 毒性化学物質 登録	MNE	報告書	法人等	開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	MoH	報告書		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	MFA	報告書		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
	MoD	報告書		開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
既存化学物質 インベントリ	MNE	報告書	法人等	開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体
輸入登録	税関	データ	法人等	開示要求及び自 主的なアクセス	紙媒体及び電 子媒体

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査  
2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

データの種類	場所	データソース	アクセス可能者	アクセス方法	フォーマット
生産者登録	MNE	データ	法人等	開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体
PIC(事前合意手続き)決定	MNE	データ	法人等	開示要求及び自主的なアクセス	紙媒体及び電子媒体

(6) 化学物質の分類とラベリング

2007年まで、モンゴルはGHSの実施について関心がない国であると考えられてきた。しかし、2007年以降MNEはGHSシステムの開発に注目し始め、MNEとNational Chemical Councilはそれに関して活発に活動を行っている。

2002年にMNEは「有害化学物質の分類及び極めて有毒性の化学物質の分類に関する改正/ Full text of the Order # 63/89 at Annex 1/ (Classification of Hazardous Chemicals and Amendment into Classification of Extremely Toxic Chemicals /Full text of the Order # 63/89 at Annex 1/)」に関する指令を承認した。有毒性化学物質一覧はその付属書1に、人間や動物への影響による分類は付属書2に掲載されている。ロッテルダム条約及びストックホルム条約によって指定された化学物質は付属書3、4に掲載され、これらの全ての化学物質は国家分類で有毒な化学物質に分類される。有害化学物質の国家分類を図表 2.15-9に示す。

図表 2.15-9 国家分類

	分類	化学物質数
	ロッテルダム条約で規制された化学物質	27
	ストックホルム条約で規制または禁止された化学物質	12
1	極めて、非常に、強力な、高爆発性	12
2	爆発性	84
3	極めて、非常に強力な酸化剤	7
4	酸化剤 Oxidant	2
5	極めて高可燃性	110
6	可燃性、引火性	70
7	大変に、非常に、極めて腐食性を有する、及び極めて、非常に、破壊的で重篤な炎症	50
8	腐食性、炎症性	23
9	極めて刺激性、重篤な刺激性、強力な刺激性、非常に刺激性を有する	35
10	刺激性	169
11	神経麻痺暴露	22
12	窒息性暴露	40
13	皮膚刺激性	4
14	集合性暴露	40

有毒・有害化学物質に関する法律(Law on Toxic and Hazardous Chemicals)により、

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

---

化学物質の輸出入、移送、生産の許可を望む法人は、以下の情報を提出しなくてはならない。

- ・ 物質の名称及び化学式
- ・ 専門名及び商品名
- ・ CAS 番号
- ・ 場所、状況、量及び用途
- ・ 物理、化学、有害性の参考文献
- ・ 潜在的な事故等に対する措置
- ・ 職場における完結
- ・ 化学物質及びその廃棄物の、廃棄、輸送に関する手配

また、参考文献として、以下の情報が必要である。

- ・ 化学物質の専門及び商品名称
- ・ CAS 番号及び GHS コード
- ・ 生産者名及び住所
- ・ 化学式、混合物及び濃度
- ・ 物理化学的特性・安定特性及び反応物
- ・ ヒト健康への影響
- ・ 環境への影響
- ・ 有害特性
- ・ 救急処置
- ・ 消火方法及び装置とツール
- ・ 化学物質放出事件への対応
- ・ 輸送と取り扱いに関する警告
- ・ 廃棄方法

#### (7) 化学事故とその対応

モンゴルでは、NEMA が化学事故に関する視察、予防措置を行っている。化学事故、事件のほとんどは人為的なもの（技術的要件やメンテナンスの不履行や不注意等）。

NEMA は、これらの事故から以下に示すような教訓を得ている。

- ・ 尿、動植物等生物由来産物内の毒性化学物質成分の分析に関する研究施設のキャパシティ不足。
- ・ 緊急時の移動実験室及び簡易分析、汚染物質の脱汚染設備の不足。
- ・ 緊急時の着衣及び適切な装備、設備の不足。
- ・ 公共の網羅的な意識啓発活動を数多く実施する必要がある。
- ・ 有害性廃棄物の規制にはまだ複数のギャップが存在している。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

- ・ 緊急時の最前線において、労働者、意思、分析者、専門家、緊急時の担当官への注意が払われていない。

図表 2.15-10 主な化学事故

事故発生日	場所	事故種類	関係化学物質	死傷者及び避難者数	環境汚染及び影響
2006年	“Mavsen” Co.ltd (Bayanzurkh district of Ulaanbaatar)	化学物質誤使用	石油廃棄物	死者1名、多数の近隣住民の汚染	大気汚染、土壌汚染
2007年4月	放棄された工場跡地の非公式の採掘施設 (the village of Khongor Soum, Darkhan -ウヴス県)	化学物質誤使用	シアン化水銀	多数が汚染、3頭の畜牛及び1頭の羊が死亡。	大気汚染、地下水及び飲料水汚染、土壌汚染、家畜の損失
2007年4月	Bayangol district “Bogdar” khoroolol	化学的操作	水銀	-	大気汚染
2007年5月	Bayanzurkh district “Xinzou” Hotel	化学的操作	水銀	-	大気汚染
2007年5月	Chinggeltei district Bayanburd Center	化学的操作	水銀	-	大気及び飲料水汚染
2008年1月	石油加工会社 Daachin Co.ltd, (Matad soum of Dornod aimag)	産業事故	石油	2名負傷	-

化学物質事故の調査は NEMA により実施されるが、犯罪の関与に応じて警察も関与することがある。MNE 及び化学委員会は政策措置をとり、化学事故後の処理のためのフレームワークを組織する責任がある。化学物質規制とその要件を改善するために MNE と MoH は条例「有毒・有害化学物質の保管、輸送、使用及び廃棄に関する規制」を公布した。更に、化学物質の輸出、輸入、輸送、生産、販売、保管、使用及び廃棄の許可手順を変更した。

以前は有毒性化学物質のみが MNE で許可されており、その他は県(aimag)及び市の知事により許可されていた。しかし 2006 年に採択された有毒・有害化学物質に関する法律及び免許法の改正により、爆発性物質を除く全ての化学物質の輸入と使用に関して、MNE の許可が必要となった。

(8) 化学物質管理する課題

モンゴルにおける化学物質管理に関する懸念とその優先順位について、図表 2.15-11 にまとめる。

図表 2.15-11 モンゴルにおける化学物質管理に関する課題

分類	懸念のス	懸念レ	懸念に対す	統計データの	懸念を生じている化学物質	優先順
----	------	-----	-------	--------	--------------	-----

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

	ケール	ベル	る管理能力	利用可能性		位*
大気汚染(移動体)	国	高	中	十分	PM10, CO	1
大気汚染(ger district)	国	高	中	十分	PM10, CO	1
大気汚染(工業)	国	中	中	不十分	TSP, PM10, SO2, Cl2, NO2, VOCs, dioxin, pesticides, fume of heavymetal	2
大気汚染(発電所)	国	高	高	十分	SO2, TSP, NOx	1
大気汚染(石油基地)	ローカル	中	中	不十分	VOCs	2
地下水汚染	国	高	中	十分	Lead, chromium, cadmium, arsenic	3
土壌汚染	国	高	低	不十分	Insecticides Herbicides: Heavy metals: lead, cadmium, arsenic, mercury, nickel and chromium dioxins/furans	1
食品中の残留化学物質	国	高	中	不十分	Pesticides, Chemicals: colouring chemicals not allowed in foods, lead, cadmium, nitride Veterinary drugs: clenbuteral, salbutamol, chloramphenicol, and nitrofurans	1
飲料水汚染	国	低	中	十分	Lead, alkali (pH), cadmium and arsenic	3
有害物質の廃棄物処理、取扱	国	高	低	不十分	Pesticide: Dioxins/furans Chemicals: chromium (Cr), alkali (pH), mercury, cyanide infectious waste	1
労働衛生(農業)	ローカル	低	低	不十分		3
労働衛生(産業)	国	高	低	不十分	Organic solvents Pesticides Chemical fertilizers Heavy metals: lead, arsenic, cadmium, mercury, cyanide, and chromium Gas: ammonia Smoke TSPPM10 Liquid nitrogen, ethylene oxide and oxygen Organic solvents: benzene, toluene, trichloroethylene, ethyl alcohol, methyl alcohol, acetone, chloroform, etc.	1
産業における化学物質事故	国	中	中	十分	MercuryCyanide Organic solvents: benzene, toluene, trichloroethylene, ethyl alcohol, methyl alcohol, acetone, chloroform, etc.	2
不明化学物質の輸入	国	高	低	不十分	N.A	1
廃止化学物質の貯	国	高	低	不十分	Aldrin Chlordane	1

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

分類	懸念のスケール	懸念レベル	懸念に対する管理能力	統計データの利用可能性	懸念を生じている化学物質	優先順位*
蔵・廃棄					Dieldrin Heptachlor Hexachlorobenzene (HCB) Polychlorinated Biphenyls Chemicals for military purposes	
化学物質中毒・自殺	国	低	低	十分	Medicines, Pesticides, Cleansing products	3
生物多様性の対する化学物質の影響	国	中	低	不十分	Rodenticide Mercury cyanide	2
森林火災	国	高	中	十分	PCB (dioxin/furans) GHG	1
化学物質の不法な輸入	国	高	中	不十分	ammonite Cs-137 Zinc, NaSO <sub>4</sub>	1
おもちゃに含まれる化学物質	国	中	低	不十分	Lead Zn, Cu <sup>+</sup>	2

\*1=最高 2= 高 3=高くない 4= 低い

#### (9) 海外との協力体制

化学物質に限らず、法整備のための支援活動は進んでおり、アメリカ開発援助庁、ドイツ技術協力公社、世界銀行、国連開発計画、JICA 等多くの協力体制がある。

化学物質に関しては、2008年～2009年に、SAICMの実施を支援するため、SAICM Quick Start Programme Trust Fund の財政支援による“Updating National Chemicals Management Profiles, Development of a National SAICM Capacity Assessment, and Holding of a National SAICM Priority Setting Workshop”及び、スイス政府の Federal Office for the Environment (FOEN) の財政支援を受けて、“Strengthening Governance, Civil Society Participation and Partnerships within an Integrated National Chemicals and Waste Management Programme”が実施された。UNITARはこのプロジェクトの技術的支援を提供した。

また、平成18年より日本とモンゴルとの環境協力に関する政策対話が開始されている。

### 2.15.3. 調査の結果 2 : ミャンマー

#### (1) 背景

ミャンマーは1962年から1988年の間、社会主義のともで経済停滞事態が続き、経済発展では周辺諸国に遅れをとった。1988年に当時の政権が社会主義の放棄と市場経済復帰を宣言した。

旧英領であったミャンマーは、比較的法制度も整っていると言われている。

ミャンマーは基本的に農業国であり、工業については、従業員数が少ない零細企業が多い。

#### (2) ミャンマーにおける環境管理

ミャンマー政府は1997年に持続可能な開発のための基礎として、ミャンマーアジェンダ21<sup>38</sup>を策定した。その柱は社会、経済、環境の3つである。

アジェンダ21は以下11章からなり、第10章に環境品質管理及び向上に関する記載がある。国連がウェブサイト上で各項目の内容を公開しているが、ミャンマーの毒性化学物質の項目には"No information is available."と記載されており、詳細な内容は現在確認ができない状態である<sup>39</sup>。

#### (3) ミャンマーにおける化学物質管理

有害化学物質の適切な管理に関して、分野別の法令や規制等様々なものがある。例えば、爆発物法(Explosive Act)(1887),the Oil Field Act (1918) 毒物法(the Poison Act)(1919), 石油法(the Petroleum Act)(1934) 工場法(the Factory Act) (1951), 自動車法(the Motor Vehicle Law)(1964)、私有産業法(the Private Industrial Enterprises Law)(1990)<sup>40</sup>, 殺虫剤法(the Pesticide law) (1990)<sup>41</sup>, 家内産業促進法(the Promotion of Cottage Industries Law)(1991)<sup>42</sup>, ミャンマー鉱山法(Myanmar Mines Law)(1994)<sup>43</sup>, 国家食品法(1997)、消防局法(1997)、国家食品法(1997)、肥料法(2004)等が有害廃棄物管理や産業事故防止に関する法令である。

なお、包括的に化学物質管理を行う制度は現在のところ存在していない。

<sup>38</sup> [http://www.google.com/url?q=http://www2.unitar.org/cwm/publications/event/ghs\\_asean\\_workshop\\_2005/present/Myanmar.ppt&sa=U&ei=An9TTdutCM72gAfZu-XHBw&ved=0CCQQFjAG&usg=AFQjCNGGxqklj75yQhOleuXLxIgb--OiyQ](http://www.google.com/url?q=http://www2.unitar.org/cwm/publications/event/ghs_asean_workshop_2005/present/Myanmar.ppt&sa=U&ei=An9TTdutCM72gAfZu-XHBw&ved=0CCQQFjAG&usg=AFQjCNGGxqklj75yQhOleuXLxIgb--OiyQ)

<sup>39</sup> <http://www.un.org/esa/agenda21/natlinfo/countr/myanmar/natur.htm>

<sup>40</sup> <http://www.geocities.jp/gomoasia/j/s/mcmxc/1990s22j.html>

<sup>41</sup> <http://faolex.fao.org/docs/texts/mya40159.doc>

<sup>42</sup> <http://www.geocities.jp/gomoasia/j/s/mcmxci/1991s13j.html>

<sup>43</sup> <http://faolex.fao.org/docs/texts/mya40166.doc>

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

#### (4) 国際条約批准状況

ミャンマーの国際条約の批准の状況を図表 2.15-12 に示す。

図表 2.15-12 ミャンマーの国際条約の批准

協定、条約名称	発効	批准	加入	署名
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約	2004/7/18		2004/4/19	
気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書	2005/2/16		2003/8/13	
国連砂漠化対処条約	1997/4/2		1997/1/2	
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約				1993/1/14
原子力事故の早期通報に関する条約	1998/1/18		1997/12/18	
オゾン層の保護のためのウィーン条約	1994/2/22		1993/11/24	
国際植物防疫条約	2006/5/26		2006/5/26	
食料農業植物遺伝資源国際条約	2004/6/29		2002/12/4	
ASEAN 自然及び自然資源の保全に関する協定		1997/10/16		

#### (5) GHS

GHS に対応する法令はミャンマー国内に多数あり、それらの調和が必要であるが、作業のための時間と国連機関の援助が必要な状況である。

国家化学物質管理スキームへの GHS 導入に向けて、ミャンマーでは現在 GHS の意識向上のために活動中であり、関連法案の整備を行っているが、リソースとキャパシティの不足が障害となっている。これらの解決には、時間と、国連及び関連機関の協力が不可欠であるとしている<sup>44</sup>。

<sup>44</sup> GHS の実施状況については、資料によって内容が異なっている。(社)日本化学工業協会の「化学製品管理の国際動向と REACH・CLP の最新状」のプレゼンテーション資料によると 2010 年 12 月現在で、「GHS も含む包括的な化学品法を今年度中に制定予定」とある ([http://www.jwima.org/topix\\_other/2010\\_12reach.clp/jwima%20reach.clp.pdf](http://www.jwima.org/topix_other/2010_12reach.clp/jwima%20reach.clp.pdf))。(社)日本機械工業連合会による 2009 年 3 月発表の「成型製品 (Article) 含有化学物質の情報管理に関する国内外の仕組み・ツール等の動向調査報告書」によると、報告書作成時点で GHS を実施している国としてミャンマーが挙げられている ([http://www.jmf.or.jp/japanese/houkokusho/kensaku/pdf/2009/20anzen\\_08.pdf](http://www.jmf.or.jp/japanese/houkokusho/kensaku/pdf/2009/20anzen_08.pdf))。各国の GHS 施行状況が確認できる UNECE のウェブサイトでは、現在 GHS 施行に向け、既存法の改正準備中と記載されている ([http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/implementation\\_e.html#Lao%20People's%20Democratic%20Republic](http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/implementation_e.html#Lao%20People's%20Democratic%20Republic))。また、Chemcon Europe 2010 においては、“Not GHS, maybe Not SDS”にリストされている。

#### 2.15.4. 調査の結果 3 : ラオス

##### (1) 背景

1975年の建国以来、社会主義体制とっていたが、1980年代半ばの社会主義改革の流れはラオスにも影響を及ぼし、1986年に新経済メカニズム政策を導入した。それ以後市場経済体制への移行を目指す諸政策が実施されてきている。

1997年7月にはASEANへの正式加盟を果たした。

##### (2) ラオスにおける環境管理

環境管理に関する基本的な法律は、環境保護法(Environmental Protection Law)<sup>45</sup> (1999) であり、第1条には「公衆と天然資源を保護するとともに国家の社会経済的に持続可能な発展を促進するため、環境を管理、モニタリングし、修復し保護するための原則とルールと方法を規定する。」とある。

##### (3) ラオスにおける化学物質管理<sup>46</sup>

ラオスの化学物質管理を担当している省庁と担当分野を以下に示す。

- ・農務局(Department of Agriculture)  
農薬(殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤)及び化学肥料管理についての責任を負う。
- ・食品医薬品局(Department of Food and Drug)  
家庭内での化学製品(シロアリや蚊の殺虫剤)についての責任を負う。
- ・工業手工芸省(Ministry of Industry and Handicraft; MIH)  
産業プロセスにおける化学物質管理に関する責任を負う。
- ・商務省(Ministry of Commerce; MOC)  
規制品の輸出入に関する責任を負う。

化学物質に関する法令としては、環境保護法の第3章「汚染管理」に、汚染の種類、規制の内容が記載されている。

また、法令ではないが、ラオスでは有害化学物質の戦略的計画(Hazardous Chemical Strategic Plan 2006 – 2020)及び環境行動計画(2006-1010)(Environment Action Plan for the year 2006 to 2010)の草案が2004年に作成された。これらは総称してHCSAP

<sup>45</sup> <http://faolex.fao.org/docs/texts/lao18236.doc>

<sup>46</sup> 以下を参考資料とした。

[http://www.google.com/url?q=http://www2.unitar.org/cwm/publications/event/ghs\\_asean\\_workshop\\_2005/present/Lao\\_PDR.ppt&sa=U&ei=vn5TTbi8MIbVgAe73umMBw&ved=0CBwQFjAC&usg=AFQjCNFvQ02S2r0LwZsIPZUIWwlvZh1FOg](http://www.google.com/url?q=http://www2.unitar.org/cwm/publications/event/ghs_asean_workshop_2005/present/Lao_PDR.ppt&sa=U&ei=vn5TTbi8MIbVgAe73umMBw&ved=0CBwQFjAC&usg=AFQjCNFvQ02S2r0LwZsIPZUIWwlvZh1FOg)

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

(Hazardous Chemical Strategy and Action Plan) と呼ばれている。

HCSAP は、有害化学物質のライフサイクルに関連する環境問題に対処し、有害化学物質に関する政府の政策とのコミュニケーション及び意識向上をはかり、持続可能な開発の促進及び貧困の撲滅と市民の生活改善等の必要性から作られた。

HCSAP の目的は以下である。

1. 有害化学物質及び化学物質を含有する製品に関する輸入、生産、使用、排出、輸出及び廃棄の登録のための効率的な国家的な報告システムの構築。
2. 全ての工場及びサービス分野、そして家庭により公平な生産ソリューションを組み込むための実行可能な国家システムの構築。
3. 国内での有害化学物質含有廃棄物の効率的な回収システムの構築。
4. 全ての重要なステークホルダー、そして公平な生産ソリューションの組み込みに協力し、研究施設、情報センター、法整備、資金メカニズム、モニタリングプログラム等を提供するような施設を含めた、組織の体制を強化する。
5. 農村地域までのレベルでの関係スタッフのキャパシティビルディング。
6. 重要なステークホルダーへの直接の、有害化学物質のリスクに関する意識向上キャンペーンの実施。

また、主な活動は以下の通りである。

- ・有害化学物質のインベントリ
- ・国家レベルでの有害化学物質協調の強化
- ・キャパシティビルディングと組織強化
- ・有害化学物質法令の策定と施行
- ・特定廃棄物フラクションの収集システムの設立
- ・クリーナーテクノロジーソリューションの推進
- ・クリーナープロダクトソリューションの推進
- ・意識改革と国民の意見の聴取
- ・優先的なパイロットプロジェクトの推進

これらの行動を実施するため、次のような組織体制が組み立てられている。

- ・国家有害化学物質運営委員会
- ・科学技術環境庁(Science, Technology and Environment Agency ; STEA) 及び地方科学技術環境事務局(PSTEOs)
- ・農務局(Department of Agriculture; DoA) and PAFOs
- ・EdL (Electricité du Laos)
- ・地質鉱山局 (Department of Geology and Mines ; DoGM)
- ・工業手工芸局(Department of Industry and Handicraft ; DoIH)
- ・廃棄物管理局(Waste Management Authorities; WMA)、通信・運輸・郵政・建設

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.15 モンゴル、ミャンマー、ラオス

省(Ministry of Communication, Transport, Post & Construction).

(4) GHS

GHS 導入については、現在国家運営委員会を設けて準備している。現在の法令にはこうした活動に関する規制はなく、GHS もまた新たな概念である。化学物質の輸出入については関連セクターで管理されている。ラオス国内では、化学物質の生産は行われておらず、全て輸入品であるが、化学物質に関する意識向上は必要であり、関連省庁での情報及び責任共有をすることとしている<sup>47</sup>。

(5) 国際条約批准状況

ラオスの国際条約の批准の状況を図表 2.15-13 に示す。

図表 2.15-13 ラオスの国際条約の批准

協定、条約名称	発効	批准	加入	署名
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約	2006/9/26	2006/6/28		2002/3/5
国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約	2010/12/20		2010/9/21	
気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書	2005/2/16		2003/2/6	
国連砂漠化対処条約	1996/12/26			1995/8/30
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約	1997/4/29	1997/2/25		1993/5/13
有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約	2010/12/20		2010/9/21	
オゾン層の保護のためのウィーン条約	1999/11/19		1998/8/21	
細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律	1975/3/26	1973/3/20		1972/4/10
国際植物防疫条約	1955/2/28		1955/2/28	
食料農業植物遺伝資源国際条約	2006/6/12		2006/3/14	
ASEAN 自然及び自然資源の保全に関する協定		1991/1/13		

<sup>47</sup> GHS の実施状況については、資料によって内容が異なっている。2010 年 12 月発表の（社）日本化学工業協会の資料「化学品管理の国際動向と REACH・CLP の最新状況」によると、「化学品管理のための特定法無し。GHS の法令化を検討中」とある。（社）日本機械工業連合会による 2009 年 3 月発表の「成型製品（Article）含有化学物質の情報管理に関する国内外の仕組み・ツール等の動向調査報告書」によると、資料作成時点で GHS を実施している国としてラオスが挙げられている。各国の GHS 施行状況が確認できる UNECE のウェブサイトでは、既に実施済みと記載されている。また、Chemcon Europe 2010 では「Not GHS, maybe Not SDS」にリストされている。